

令和7年度第1回木津川市介護保険事業計画等策定委員会 会議経過要旨

会議名	令和7年度 第1回木津川市介護保険事業計画等策定委員会				
日時	令和7年7月30日(水) 午後1時30分～午後2時40分	場所	木津川市役所5階 全員協議会室		
出席者	<p>委 員</p> <p>■：出席 □：欠席</p>	<p>■安藤会長 ■光井委員 □鴛田委員 ■山口委員 ■武田委員 ■辻委員 ■坂本委員</p> <p>■馬副会長 ■高岡委員 ■石塚委員 ■松森委員 □甲川委員 ■佐村木委員 ■田中委員</p> <p>□中森副会長 ■井上委員 □辰巳委員 ■坊委員 ■高津委員 ■入江委員 ■金森委員</p>			
	事務局	米田健康福祉部長、松下健康福祉部次長高齢介護課長事務取扱 木村高齢介護課主幹、辻高齢介護課長補佐、 宇野介護保険係長、今井高齢者福祉係長、岡田主任、前西主任			
傍聴者	なし				
報告	(1) 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について (2) 「取組と目標に対する自己評価シート」について				
会議結果要旨	<p><b>1 開会</b>  <b>開会宣言</b>            委員16名の出席により、会議が成立していることを確認した。            (成立確認後1名出席され、出席委員17名となった。)</p> <p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p><b>3 自己紹介</b>            委員・事務局職員変更により、自己紹介を行った。</p> <p><b>4 報告</b>            安藤会長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>(1) 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について            (2) 「取組と目標に対する自己評価シート」について            事務局より資料1～3により説明した。</p> <p><b>5 その他</b>            次回委員会は、令和7年11月頃を予定。            次期計画策定に向け、委託業者を選定し、アンケート調査を実施する。            来年度は、委員会を5～6回程度開催予定。</p> <p><b>6 閉会</b></p>				

<p>会議経過要旨</p> <p>○：委員 ⇒：事務局</p>	<p><b>1 開会</b> 会議結果要旨のとおり。</p> <p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p><b>3 自己紹介</b></p> <p><b>4 報告</b></p> <p>(1) 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について (資料1・資料2)</p> <p>(2) 「取組と目標に対する自己評価シート」について (資料3)</p> <p>【説明】 資料に基づき説明した。</p> <p><b>【主な質疑・応答、意見】</b></p> <p>○木津川市の第9期介護保険料は、月額5,800円となっている。全国平均は6,225円、京都府平均は6,608円と、介護保険制度が始まった平成12年と比較すると2倍を超えてきている。木津川市の保険料は、全国・府平均より下回っているが、今後、高齢化や給付費の増加に伴い、保険料の値上がりは避けられないと考えている。 しかしながら、保険料の値上がりは、物価も高騰する中で大変厳しい状況となる。できるだけ保険料の上昇を抑えてほしい。 介護予防の強化や生活支援サービスの充実、介護サービスの効率化などで給付を抑えることが、保険料の上昇を抑えることにつながる。 今後、市としてどのような取組を考えているか。</p> <p>⇒被保険者数が比較的伸びていないにも関わらず、認定者数や給付については計画通りという状況を考えると、保険料の値上げというのを考えいかなくてはならない重要なところ。給付を抑えていくことが、保険料の上昇を抑える手立てになると認識している。 これまでの取組を継続するだけではなく、次期計画策定と併せて、新たな、効果的な取組を検討していかなければならない。</p> <p>○保険料の上昇をできるだけ抑えていただきたい。全国的には下げたところもあると聞いている。給付が伸びてきて、保険料が上がることになれば、一般会計からの繰り入れも視野にいれていただきたい。</p> <p>○かかりつけ医の啓発について。 介護認定については、申請から30日以内に認定決定をすることとされている。介護認定を受けるには主治医の意見書が必要だが、そのことを知らないため認定に時間がかかっている。健康な時は、かかりつけ医は</p>
-------------------------------------	---

必要ないと思ってしまうが、認定をスムーズに受けるために備えてもらうことが必要。広報やHPに掲載するなどの取組を。

⇒今回、広報8月号に掲載した。広報紙面の都合上、毎月の掲載はできないが、折に触れて周知を行う。介護保険制度の周知も継続していく。

○第9期計画に、国の指針として「在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及」とある。市内に当該サービスはないが、市はこれらのサービス提供をどのように考えているか。背景として、介護離職の問題がある。介護離職をすることで、生活困窮に陥る、虐待につながる等のリスクがある。介護者が自身の生活と介護を両立していくためには、このようなサービスの充実が必要と考える。

また、介護保険は高齢者の自立支援を支えていくためのサービスだが、そのような認識や理解が薄いと感じる。認定更新の際、介護度が軽くならないと喜ぶ人が少なく、認定をやり直したいと考える方が多い。そうではなく、リハビリなどを頑張ったから介護度が軽くなった、これは良いことだと伝わるような仕組み、奨励や激励などできないか。

⇒市内にはないサービスではあるが、介護者を支えるサービスとして次期計画を見据え、長いスパンで検討したい。

また、介護度が軽くなった場合に、調査はきちんとできているのかなどの苦情を賜ることもある。介護度が軽くなることは喜ばしいことであるという認識を広めるよう周知をしていく必要がある。

○配食サービスについて、調理されるボランティアの高齢化が言われている。ボランティアに頼るだけではなく、民間に任せるとする方法も検討されてはどうか。物価高であることから、値上げして市の負担も増やして、しっかり食べていただくということに取り組むべきである。

また、虐待の対応について具体的に教えてほしい。

⇒配食サービスについては、食を支援するという意味合いもあるが、週一回の見守りも重要な要素の一つ。ボランティアの配食は継続していくべきと考えるが、食数が増えていく状況においては、ボランティアのみでは難しくなる時期もくるかと思う。民間においても見守りを兼ねたサービスを実施されているところもあることから、今後検討していく必要があると認識している。

また、虐待の通報があった際は、地域包括支援センターと連携して事実確認をする。当該家庭のなかでなにが起こっているか把握しながら、迅速に対応していく。関係機関と連携し、必要に応じて専門職の派遣も行い、適切な判断・措置を行っていくことになる。

	<p>○配食サービスのボランティアは限界に近付いていると認識している。若い力を活用し、民間に任せることは地域の活性化にもつながるので、商工会を通じて募っていくという発想も必要。</p> <p>虐待について知つていただく機会を増やすとともに、虐待をしっかりと見抜いていただきたい。</p> <p>⇒昨年度、虐待の発生及び再発防止措置が義務化されたことを受け、虐待の発見者・支援者となりうる訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所を対象として、高齢者虐待防止法に関する基本事項の周知、支援体制の強化など、早期発見・早期対応ができるよう、連携を強化している。</p> <p>家族の負担が大きくなり、なかなか相談につながらず困っている、また虐待と意識せずにそういう状況に陥ってしまっているというケースもある。それぞれの状況に応じて、適切な対応を行っている。</p> <p>○配食サービスについては、社協が委託を受けて実施している。地域ぐるみで実施する中で、家の中で倒れている方を発見したこともあり、見守りという観点から非常に重要な事業である。ボランティアも増えてきている。</p> <p>もともとは、栄養価の高い食事を提供するという目的があったが、見守りという観点が大きい事業で、20年も続いている。様々な検討が必要な時期であるとは思うが、配食サービスが必要な事業であることは、認識いただきたい。</p>
	<p><b>5 その他</b> 会議結果要旨のとおり。</p> <p><b>6 閉会</b></p>
	以 上
その他特記事項	なし